# e-Gov電子申請サービスを利用した 提出方法の手引き(暫定版)

令和6年4月24日

- 導入等計画書等の届出にあたり、各事業所管省庁においてメールによる届出の他、e-Gov電子申請サービスによるオンライン届出を受付予定です。
- ✓ 基本情報(申請者情報及び連絡先情報)を設定の上、届出様式及び必要な添付資料一式をまとめてアップロードすることで申請が可能です。
- ✓ 現在、開設準備中のところ、提出方法の手順を事前にお知らせいたします。



情報」のタブを選択して下さい。

「安全・安心」の分類を選択して 下さい。

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

手続検索結果一覧



届出を行う特定社会基盤事業者の 事業所管省庁を選択して下さい。

大分類「安全・安心」、中分類「基幹インフラ」、小分類「届出・報告等」 を選択して下さい。

以下3種類の手続名称が表示されるため、届出等を行う手続名称の「申請書 入力」タブを選択して下さい。



「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等(○○事業)」 「基幹インフラ制度における特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更(○○事業)」 「基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接○○大臣に提出する旨の報告」

#### ※国土交通省が管轄する○○事業は下記のとおり

- ◆ 水道事業及び水道用水供給事業
- ◆ 第一種鉄道事業
- ◆ 一般貨物自動車運送事業
- ◆ 貨物定期航路事業及び不定期航路事業
- ◆ 国内定期航空運送事業及び国際航空運送事業
- ◆ 空港の設置及び管理を行う事業及び空港に係る公共施設等運営事業

## 「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等(OO事業) で届出・報告等が可能な手続き

- ·導入等計画書(様式第四(一)、様式第四(二))
- ·緊急導入等届出書(様式第五(一)、様式第五(二))
- ・勧告の応諾等に関する通知書(様式第六)
- ・導入等計画書の変更の案(様式第七(一)、様式第七(二))
- ・緊急導入等届出書の変更の案(様式第七(二))
- ・変更の内容を記載した導入等計画書(様式第八(一)、様式第八(二))
- ・変更の内容を記載した緊急導入等届出書(様式第八(二))
- ・導入等計画書の変更の報告書(様式第九(一)、様式第九(二))
- ・緊急導入等届出書の変更の報告書(様式第九(二))
- ・特定重要設備の導入を行った後の構成設備の変更の報告書(様式第十)

### 「基幹インフラ制度における特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更 <u>(○○事業) 」で届出が可能な手続き</u>

· 名称等変更届出書(様式第二)

#### <u>「基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接〇〇大臣に</u> 提出する旨の報告」で報告が可能な手続き

・基幹インフラ制度における導入等計画書に関する情報を直接国土交通大臣 に提出する旨の報告 申請書入力 申請内容確認 提出完了

# 申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

#### 1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報 申請者情報を設定 必須 法人名 申請者氏名 住所 連絡先情報 連絡先情報を設定 必須 法人名 連絡先氏名 住所

初回は申請者情報及び連絡先情報((法人の場合)法人名、申請者氏名、住所)を設定して下さい。

次回以降、申請者情報及び連絡 先情報は初期表示されます。

連絡先情報を設定して下さい。

#### 2. サンプル届出

申請・届出に関する事項を入力してください。 複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。



バイパス「有」の場合は必ず記載してください。

任意 整理番号

特定社会基盤事業者が発行した バイパスを行う際の整理番号を 入力して下さい。

「基幹インフラ制度における導入等計画書等の届出・報告等(○○事業) Ⅰ を選択 した場合、以下の手続名称が表示されますので提出される手続名称を選択して下さい。

導入等計画書(様式第四(一)、様式第四(二)) 緊急導入等届出書(様式第五(一)、様式第五(二))



キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

作業が全て完了しましたら「内容を確認」 タブを選択し、提出して下さい。